身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定申請及び届出について

身体障害者手帳の申請に必要な診断書を作成できるのは、身体障害者福祉法第15条の規定に基づく指定を受けた医師(15条指定医師)に限られます。

岡山市内の医療機関に所属する医師に対する15条指定医師の指定は、岡山市長が、岡山市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会に諮問し、意見を聴いたうえで行います。指定を受けようとする 医師は必要な書類を提出してください。

また、指定を受けた後、医療機関の異動や辞退など指定事項に変更が生じたときは、速やかに手続きをしてください。

1 手続き一覧

事 由	手続きの種類
• 新規申請	○指定申請
・他の障害種別の追加	【必要書類】
・市外からの異動、開業	指定申請書(様式1)
	同意書(様式2)
	経歴書(様式3)
	医師免許証 (写)
	その他
	・専門医等である旨の証明書(写)
	※該当する場合以外は任意提出
	・指定のために参考となる資料等(任意提出)
・ 市外へ異動	○指定辞退
• 退職、廃業(廃院)	【必要書類】
• 死亡	辞退届(様式4)
• 指定辞退	
• 一部の障害種別の辞退	
・岡山市内での異動、開業	○指定内容変更
・ 医療機関の名称の変更	【必要書類】
・ 医療機関の所在地の変更	変更届(様式5)
・医師の氏名の変更	

2 指定申請について

指定にかかる手続きの流れは以下のとおりです。

- (1) 指定申請書、同意書等必要書類の提出(郵送又は持参) 原則分科会開催月の前月(奇数月)末までには提出してください。 提出が難しい場合で、当月開催の分科会での審査を希望される場合は必ずご連絡ください。
- (2) 岡山市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会への諮問、審査 分科会の開催は2か月に1回、原則偶数月の第2木曜日です。
- (3) 指定通知の送付
- (4) 指定医師名簿に登録

指定された場合は、氏名、診断できる障害種別、医療機関の名称及び所在地、指定年月日について、市ホームページに掲載します。

3 辞退届、変更届について

退職、異動など該当する場合は、速やかに届け出てください。

- 4 各手続きにおける書類作成上の主な注意事項等
- (1) 指定申請について

指定申請書(様式1)

- ① 「申請医師氏名」は、指定を受けようとする医師となります。
- ② 「医療機関の名称」は、正確に記入し、読み方が難しい場合はフリガナを付けてください。
- ③ 「診断しようとする障害種別」については、複数申請は可能ですが、これまでの経歴や診療実績、専門分野を考慮したうえで関係があると認められるものを記入してください。

(診断しようとする障害種別と関係する診療科名、経験年数等については、指定要領別紙「指定基準」を参照してください。)

④ 「申請内容等についてのお問い合せ先」は、申請書、経歴書等の内容についてお問い合せする場合に必要となりますので、ご担当部署、ご担当者名、連絡先を記入してください。

同意書(様式2)

- ① 各記入事項は、指定申請書と同様の内容を記入してください。
- ② 医療機関開設者、申請医師の同意を得てください。

経歴書(様式3)

- ① 「学歴」の「大学院」は、専門コースまで詳しく記入してください。
- ② 「学会加入状況」は、診断しようとする障害種別に関係のあるものを記入し、その学会等で専門医等に認定されている場合は、そのことも記入してください。
- ③ 「他自治体での指定の有無」は、これまでの指定医師の経験について確認するものです。以前に他県市等で指定を受けていた場合は、その指定内容を記入してください。
- ④ 「診断しようとする障害種別に関する研究や診療実績等」は、指定を受けるために必要と思われる障害種別に関する研究や診療実績等を記入してください。

免疫機能障害の診断をしようとする医師については、エイズ治療拠点病院等でのヒト免疫不全ウイルス感染患者の診療従事実績(期間、医療機関名、件数等)を記入してください。

- ⑤ 「経歴」について
 - ・従事期間、医療機関名、診療科名、身分は、大学卒業後から現在に至るまで正確に記入して ください。
 - ・岡山市外の医療機関に従事していた場合は、所在地(県市名)を明記してください。
 - ・診療科(特に内科、外科、小児科、産婦人科の場合)については、主として従事した分野(専門分野)まで記入してください。
 - ・身分については、講師、助手、部長、医長、医員等の職名を明記してください。

その他の書類

- ① 医師免許証(写)、専門医等である旨の証明書(写)は、A4サイズに縮小して提出してください。
- ② 専門医等である旨の証明書(写)については、次の場合は必ず添付してください。
 - ・聴覚障害の診断をしようとする場合は、耳鼻咽喉科学会専門医の資格証
 - ・担当診療科が耳鼻咽喉科、気管食道科以外の場合で、音声・言語、そしゃく機能障害(中枢神経障害に由来するものに限ります)の診断をしようとする場合は、日本リハビリテーション医学会、日本神経学会、日本脳神経外科学会いずれかの学会専門医の資格証
- ③ その他指定のために参考となる資料がある場合は、任意に提出してください。

(2) 指定辞退について

辞退届(様式4)

- ① 「届出者」は、指定医師本人となります。ただし、死亡や市外への異動等やむを得ない場合には、親族又は診療に従事していた医療機関の管理者等の代理人が届出をしてください。
- ② 現所属の医療機関を退職し、市内の別の医療機関で勤務される場合で、引き続き指定医師を続ける場合は、辞退届ではなく、変更届(様式5)を提出してください。

(3) 指定内容変更について

変更届(様式5)

- ① 「届出者」は、指定医師本人となります。ただし、医療機関の名称や所在地の変更で、指定 医師が複数の場合は、当該医療機関の管理者等が届出をしてもかまいません。(指定医師一覧 を添付してください。)
- ② 「変更前」はすべての事項を、「変更後」は変更した事項のみを記入してください。
- ③ 岡山市外の医療機関からの異動の場合は、岡山市で新たに指定を受けていただく必要がありますので、指定申請の手続きをしてください。
- ④ 岡山市外の医療機関への異動の場合は、辞退届(様式4)を提出してください。

5 提出先・問い合わせ先

 \mp 7 0 0 - 8 5 4 6

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 保健福祉会館4階

岡山市障害者更生相談所 身体障害係

TEL: 086-803-1248FAX: 086-803-1771